

令和 4 年度
鉏路町新型コロナウイルス対策経営維持支援助成金(第 2 弾) Q & A

助成の条件

Q1 中小企業の定義を教えてください。

A1 中小企業基本法に基づき、次のとおりとします。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業・その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

Q2 鉏路町内に店舗を有しているが、会社の所在地（または自宅）は町外である。助成対象になるのか？

A2 鉏路町内での経営維持・継続を目的としている助成金であることから、町内に事業所（店舗）があれば対象となります。町内店舗分の経費を記載してください。

Q3 鉏路町内に在住し、町外（鉏路市等）に店舗を有しているが、助成の対象になるのか？

A3 鉏路町内の事業所（店舗）を有することが要件となりますので、助成の対象とはなりません。

Q4 新型コロナウイルスの影響だと判断する方法は？

A4 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による燃料、資材、光熱費の高騰によるものと判断するので、根拠資料の提出は求めません。

Q5 釧路町内に複数の店舗を有しているが、店舗ごとに申請できるのか？

A5 中小企業又は個人事業主に対する助成になりますので、一事業者（法人）で一申請となります。複数の店舗を有している場合は、町内にある各店舗の経費を合算して申請してください。なお、経費の差額が助成金支給額に達している場合は、一部店舗の経費の記載でも構いません。

Q6 令和3年5月中旬に開店したため、全期間の比較ができない場合は？

A6 令和4年6月～10月と令和3年6月～10月の経費を比較して、差額が10万円以上の場合に対象とします。
また、店舗が町外から町内に移転された場合でも、前年と同内容の経費であれば申請することができます。

対象業種について

Q7 自分で収穫、採捕、養殖した農水産物を小売しているが、「小売業」として助成の対象となるのか？

A7 漁業者や農業者が自ら取得した農水産物を販売することは、小売業に該当しないので、助成の対象とはなりません。
なお、農林水産業については、別に「水産業緊急支援補助金」、「農林業緊急支援補助金」により、燃料費用の助成をすることとしております。

Q8 前年から業種転換したが、申請は可能か？

A8 業種転換した場合でも、前年と今年の比較する経費が同一であれば申請することができます。また、個人事業主から法人化した場合でも比較する経費内容が同じであれば申請可能です。

申請書について

Q9 申請書は、どこで入手することができますか？

A9 9月1日より釧路町のホームページからダウンロードすることができます。また、役場産業経済課、各支所で入手が可能です。

Q10 申請書のほか、何を添付すればいいのかを教えてください。

A10 申請書（5枚）、通帳の写し、請求書（別記様式第3号）を添付してください。

申請書の記入方法について

①経費比較基準

Q11 対象となる経費にはどのようなものがありますか？

A11 各事業者において事業に使用した経費を記載してください。一例は以下のとおりです。

【燃料】 ガソリン、灯油、軽油、重油

【資材】 食材、包装素材、建築資材、木材、化学素材、金属、
機材等（※事業を営むうえで必要となるもの）

【光熱費】 電気、ガス、通信費（※上下水道料金は対象外）

Q12 複合的に経営を行っているが、経費は何を記載すればいいのですか？

A12 釧路町内にある店舗（事業所）で使用した経費を記載してください。
ただし、経費は同内容のもので比較してください。

②申請額（助成金の額）

Q13 申請額の計算方法を教えてください。

A13 令和3年11月～令和4年10月の経費合計と令和2年11月～令和3年10月の同内容の経費合計の差額が10万円以上ある場合に対象となります。

A13 (計算例)

- ・令和3年11月～令和4年10月経費合計 553,400円
- ・令和2年11月～令和3年10月経費合計 411,200円

差額 142,200円

差額が10万円以上の場合に
対象となります。

申請額 50,000円

Q14 令和4年度釧路町新型コロナウイルス対策経営維持支援助成金（第1弾）を受給したが、申請は可能ですか？

A14 令和4年度釧路町新型コロナウイルス対策経営維持支援助成金（第1弾）の受給額が5万円未満の事業者は申請が可能です。助成額5万円と町助成金（第1弾）受給額との差額が今回の助成額となります。

※町助成金（第1弾）で5万円を受給した事業者は、申請対象外となります。

(計算例) 町成金（第1弾）で38,000円を受給した場合

※ $50,000円 - 38,000円 = 12,000円$ が今回の助成額となります。

- ・令和3年11月～令和4年10月経費合計 553,400円
- ・令和2年11月～令和3年10月経費合計 411,200円

差額 142,200円

差額が10万円以上の場合に
対象となります。

申請額 12,000円

請求書（別記様式第3号）について

Q15 請求書はどのように記入したらいいのですか？

A15 住所、氏名（法人の場合は会社名及び代表者名）を記入し、押印のうえ申請時にご提出ください。なお、日付、金額の記入は不要です。

入金について

Q16 申請してから入金までの期間は？

A16 提出していただいた申請書は、内容を審査いたします。
助成金の交付が決定し、入金予定日が決まりましたら、文書でお知らせしますが、概ね、申請から入金までは、3～4週間かかりますので、ご了承ください。
申請の件数によっては、審査に時間が要することも想定されます。

申請書の提出について

Q17 申請書は、どこに提出すればいいのですか？

A17 釧路町役場産業経済課商工観光係に郵送してください。
申請期限：令和4年12月28日（水）まで※当日消印有効
（郵送先）
〒088-0692 釧路町別保1丁目1番地
なお、釧路町役場や各支所窓口へ直接提出することも可能です。